

平成21年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要について

平成22年6月1日
国立大学法人香川大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成21年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績を次のとおり公表します。

1. 平成21年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図ることとした。

2. 環境配慮契約の締結状況

- 電力需給契約は各団地とも平成19年度以前に複数年契約を締結しており、平成21年度においては新たな契約はありません。
- 省エネルギー改修事業に係る契約については、該当ありません。
- 自動車購入に係る契約、建築物の設計に係る契約については、香川大学（林町）総合研究棟（工学系）設計業務等11件について、環境配慮契約が締結された。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 電力需給契約について、今後の契約より、裾切り方式を導入することを検討している。